（8）営業費用の明細

項目	金額	摘要
	円	
計		

（記載上の注意）
1　その内容を示す適当な項目で記載する。
2　同一種類の費用でその金額が営業費用の総額の１００分の１０を超えるものについては、その性質を示す適切な名称をつけた項目を設けて記載すること。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

附　則

この省令は、事業性融資の推進等に関する法律の施行の日（令和八年五月二十五日）から施行する。

その他告示

○総務省告示第百九十三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十二条の二の七第一項第五号の規定による認定を受けた確認措置に係る電気通信役務について、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者から同条第三項の規定に基づき次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

令和八年五月十三日

総務大臣　林　芳正

認定を受けた電気通信役務（以下「認定役務」という。）を提供する電気通信事業者の氏名又は名称	変更後の認定役務の名称	変更前の認定役務の名称	変更年月日
株式会社ＮＴＴドコモ	５Ｇサービス Ｘｉサービス	５Ｇサービス Ｘｉサービス ＦＯＭＡサービス	令和８年４月１日

○総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省告示第一号

棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第一項の規定に基づき、同項に規定する指定棚田地域を次のとおり指定する。

令和八年五月十三日

総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

指定棚田地域は、次の表の市町村名欄に掲げる市町村の区域のうち、旧市町村名欄に掲げる旧市町村の区域（昭和二十五年二月一日における市町村の区域をいう。）とする。

区域			
都道府県名	郡名	市町村名	旧市町村名
滋賀県		米原市	東草野村

附　則

この告示は、公布の日から施行する。